平成２６年（フ）第８２号
青森県十和田市大字深持字渋民４番地
破産者　中野渡幸子
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第２号
青森県十和田市大字相坂字白上248番地154
破産者　阿部　次郎
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第２号
宮城県石巻市沼津字出外17番地、前住所宮城県石巻市伊原津２丁目８番20号
破産者　小川　隆宏
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
秋田市上新城五十丁字大村屋敷191番地
破産者　山田　誠一
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３５号
秋田県潟上市昭和大久保字堤の上91番地73、前住所秋田市東通観音前１番10号　コーポニューブルー105号
破産者　小林　成光
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４号
秋田市横森１丁目４番19号
破産者　石山　昌洋
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５７号
秋田県大館市早口字深沢岱５番地20、借入時住所秋田県大館市早口字深沢岱36番地64
破産者　北林　忠雄
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第３０号
秋田県湯沢市杉沢字野々沢50番地７
破産者　大塚登世次
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第７号
山形県最上郡戸沢村大字蔵岡113番地
破産者　長沢建材こと　長沢　豊昭
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第３４７号
埼玉県比企郡嵐山町大字川島1594番地32
破産者　海老澤　仁
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１８８６号
横浜市旭区今宿西町491番地１
破産者　小笠原康彦
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２００２号
横浜市保土ケ谷区常盤台13番１号　恵風ホーム
破産者　佐藤　早苗
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８号
新潟県加茂市上町５番22号
破産者　皆川　康一
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第７９号
鳥取県米子市東福原１丁目５番11―703号
破産者　加藤　千春
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第１４１号
山口県下関市豊田町大字西市36番地
破産者　田中建築こと　田中　清美
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２７１号
徳島県徳島市佐古二番町５番14号　第２豊川ビル201、旧住所徳島県徳島市西大工町１丁目25番地
破産者　豊田　義正
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４０号
愛媛県松山市中央１丁目１番21号　ソレイユ中央403号
破産者　松下　佳未
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２号
福岡県八女市酒井田301－１　ランドマーク参番館201号室、住民票上の住所福岡県八女市矢部村矢部3105番地
破産者　古川　浩幸
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第８７号
長崎県大村市上諏訪町1041番地２、前住所長崎県大村市原口町1163番地　シャロムコーポ大水１－Ｄ
破産者　中川　直洋
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係